

第1条【規約の適用】

- 1 株式会社NTTぶらら(以下、当社といいます)は「ぶらら光利用規約」(以下、本規約といいます)を定め、「ぶらら光」(以下、本サービスといいます)を提供します。
- 2 本サービスは当社が東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社(以下、NTT東西という)が提供する光コラボレーションモデルを活用し、当社が本サービスの契約者に対し、光回線と当社のサービスを一体的に提供するものです。
- 3 本規約は「ぶらら会員規約」の一部を構成するものであり、本サービスの契約者は「ぶらら会員規約」を承諾したものとします。
- 4 本規約に定めのない事項は「ぶらら会員規約」によります。
- 5 当社が実施する本サービスに対する施策が設定される場合は、その定めによります。
- 6 本サービスの提供条件について、本規約に定めのある場合を除き、NTT東西の「IP通信網サービス契約約款」によります。

第2条【規約の変更】

当社は本規約を変更する場合があります。その場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第3条【サービスの種類】

- 1 本サービスはベストエフォートサービスです。
- 2 本サービスは、NTT東西の提供条件と契約者の利用形態により、別に定める区分があります。
- 3 提供するサービスの詳細は別に定めます。
- 4 本サービスはNTT東西または当社の設備およびサービス提供の都合により、必ずしも本サービスの契約者が希望する種類のサービスを提供できない場合があります。

第4条【サービス提供区域】

- 1 本サービスはNTT東西のIP通信網サービス契約約款 第6条によって定められた提供区域に提供します。
- 2 前項1の定めによらず、当社が提供不可と判断した場合、本サービスを提供しない場合があります。

第5条【契約の種類】

- 1 本サービスはNTT東西の提供する光コラボレーションモデルを活用したIP通信網サービスを提供します。
- 2 本サービスにローミングサービス契約はありません。
- 3 本サービスに臨時IP通信網サービス契約はありません。

第6条【契約の単位】

当社は当社の発行するユーザID(当社が契約を管理する当社独自のID)1つに対し、1回線のIP通信網サービスを提供し、契約を締結します。

第7条【契約者回線の終端】

本サービスの終端は、NTT東西がIP通信網サービス契約約款第9条で定める条件の終端とします。

第8条【契約申込の方法等】

- 1 本サービスを申込み(本規約第 9 条及び 10 条の方法も含む)ときは、次の事項の全部または一部について当社の様式にて提出していただきます。
 - (1) 本規約第 5 条のサービス種類
 - (2) 契約者の氏名
 - (3) 契約者の性別
 - (4) 契約者の生年月日
 - (5) 契約者の連絡先
 - (6) 本サービスの回線の終端の場所
 - (7) 料金の支払い方法
 - (8) 本規約第 9 条 3 項または本規約第 10 条 5 項により承諾を得た承諾番号
 - (9) その他当社が指定する事項
- 2 本サービスの申込みに際し、契約者本人(契約者が法人である場合も含みます)である公的な証明となる書類(当社が許諾した場合は、書類の写しも可)の提出を求める場合があります。
- 3 本サービスの申込みについて、契約者より申込み代行の委任を受けたもの(以下、代行者といいます)が代行して申込み場合、当社に委任状を提出していただく場合があります。

第9条【転用】

- 1 NTT東西のIP通信網サービスのうち、NTT東西が定める種類の回線は、本サービスに移行すること(以下、転用といいます)ができます。
- 2 NTT東西のIP通信網サービスから本サービスに転用する場合、当社指定の様式にて当社の定める事項を提出していただきます。
- 3 転用に際し、IP通信網サービス契約者(IP通信網サービス契約者より委任された者も含みます)はNTT東西が指定する方法で、NTT東西より転用承諾を得るものとします。
- 4 転用承諾手続きについて、IP通信網サービス契約者と委任された者の間の争議について当社の責による場合を除き当社は責任を負いません。

第10条 【事業者変更】

- 1 本サービスと、NTT東西のIP通信網サービスまたはNTT東西が提供する光コラボレーションモデルを活用した他の事業者の光コラボレーションサービスは、サービスの契約者の申込みにより相互に移行(以下、事業者変更といいます)することができます。
- 2 1 項において、NTT東西が提供する光コラボレーションモデルを活用した他の事業者の光コラボレーションサービスから本サービスに移行することを「事業者変更(入)」といいます(この場合における他の事業者を「変更元事業者」といいます)
- 3 1 項において、本サービスから、NTT東西のIP通信網サービスまたはNTT東西が提供する光コラボレーションモデルを活用した他の事業者の光コラボレーションサービスに移行することを「事業者変更(出)」といいます(この場合におけるNTT東西または他の事業者を「変更先事業者」といいます)。
- 4 事業者変更(入)に際し、変更元事業者の光コラボレーションサービス契約者(変更元事業者の光コラボレーションサービス契約者より委任された者も含みます)は、変更元事業者が指定する方法で、変更元事業者より事業者変更

の承諾を得るものとします。なお、この承諾手続きについて、変更元事業者の光コラボレーションサービス契約者と委任された者の間の争議について、当社の責による場合を除き当社は責任を負いません。

- 5 事業者変更(出)に際し、本サービス契約者(本サービス契約者より委任された者を含みます)は、当社の指定する方法で、当社より事業者変更の承諾を得るものとします。なお、この承諾手続きについて、本サービス契約者と委任された者の間の争議について、当社の責による場合を除き当社は責任を負いません。

第11条 【契約申込の承諾】

- 1 当社は本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従ってNTT東西に回線の開通や転用、事業者変更(入)の諾否を照会し、NTT東西が承諾した場合に、当社は申込みを承諾します。
- 2 当社が契約申込みを承諾したときをもって、契約締結とします。なお、転用、ならびに事業者変更(入)は本サービスへの移行が完了した時点をもって、契約締結となります。
- 3 当社は本条第1項の定めにかかわらず、次の場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの契約者と利用者が同一のものにならないとき
 - (2) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
 - (3) 過去に不正利用や料金未払いがあるとき
 - (4) 第8条第1項(8)の承諾番号の有効期限が超過しているとき
 - (5) NTT東西が回線の開通や転用、事業者変更(入)を承諾しなかった場合
 - (6) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき

第12条 【利用者情報の提供】

本サービス契約者の情報について、当社は下記(1)から(5)の一部または全部をNTT東西及び変更先事業者に通知し、NTT東西及び変更先事業者はそれらを記録・保管します。

- (1) 契約者の氏名
- (2) 回線の設置場所住所
- (3) 書類等の送付先住所
- (4) 本サービスの契約情報
- (5) その他、転用、事業者変更における事業者間の手続き上必要となる情報

第13条 【契約者回線等番号】

- 1 契約者回線等番号は、NTT東西のIP通信網サービス契約約款 第15条第1項、第2項の定めるところにより、1の契約者回線等ごとに割り当てます。
- 2 契約者回線等番号は、NTT東西および当社の技術上または業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことを対象の本サービス契約者に通知します。
- 4 事業者変更(入)により本サービスに移行する場合は、原則として変更元事業者の光コラボレーションサービスにおいて割り当てられていた契約者回線等番号は本サービスにおいて引き継ぐものとします。

第14条 【契約内容の変更】

本サービスの契約者は転居等、回線の終端の場所を異動(以下、移転といいます)するにあたり、当社およびNTT東西が定める範囲内でサービス種類を変更することができます。

第15条 【サービス回線の移転】

サービス契約者は、本サービス提供地域内を移転先とする本サービス回線の移転を申込みことができます。

第16条 【サービスの一時中断】

本サービスの利用の一時中断は請求できません。

第17条 【サービス契約の譲渡】

本サービス契約の譲渡はできません。

第18条 【サービス利用権の譲渡】

本サービスの利用権は譲渡できません。

第19条 【相互接続】

当社は本サービスに対する相互接続を行いません。

第20条 【当社が行うサービス契約の解除】

- 1 NTT東西から当社に対し、本サービスの契約が解除された場合
- 2 本サービスの契約者が本規約を含む、ふらら会員規約に反した場合

第21条 【サービス契約者が行うサービス契約の解除】

- 1 本サービス契約者が当社に対し本サービス契約の解除をする場合は、当社指定の手段にて当社に通知していただきます。ただし、事業者変更(出)による場合は、この限りではありません。
- 2 事業者変更(出)による場合は、本サービスの移行が完了したことを当社が知った時点をもって、本サービス契約者による本契約の解除となります。なお、本契約の解除に伴い、原則ふらら会員の退会となります。
- 3 本サービスの契約解除にあたり発生する費用の一切について、本サービス契約者が負担するものとし、当社は負担しません。

第22条 【事業者変更(出)にかかる当社の承諾】

- 1 本サービス契約者が本規約第10条5項に規定する当社の承諾を希望する場合は、当社指定の手段にて当社に通知していただきます。
- 2 当社は、本サービス契約者から前項の通知を受けた時点において、下記(1)または(2)に該当する場合はその承諾を行わない場合があります。
 - (1) 当社料金その他の債務について現に支払いを怠っており、当社がその支払いの事実を確認できない場合
 - (2) 本サービスにかかる工事費を分割払いとしており、分割支払金の残余期間がある場合
- 3 当社からの事業者変更の承諾にあたっては別紙【料金表】に定める事業者変更承諾番号発行手数料が必要です。

第23条 【本サービスの契約解除にかかる責任】

本規約第20条、第21条の本サービスの契約解除に伴って発生する本サービス契約者が被る不利益事項について、当社の責に帰すべき理由がある場合を除き当社は責任を負いません。

第24条 【本サービスの光回線に提供する付加機能】

当社は別に定める付加機能を提供します。

第25条 【利用中止】

当社は、次の場合に本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 本規約第 26 条の定めによるとき
- (3) その他当社が必要と判断したとき。

第26条 【利用停止】

当社は本サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) その他当社が必要と判断したとき。

第27条 【発信者番号通知】

- 1 本サービスの回線番号は、その接続先に通知します。
- 2 本契約者が通知を希望しない場合、当社にその旨の申込みが必要です。

第28条 【通信利用の制限等】

- 1 NTT東西のIP通信網サービス契約約款 第 36 条の定めにより、非常事態の発生または発生の恐れがある場合、優先する通信のために本サービスの通信が中止される場合があります。
- 2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第29条 【各種料金および工事費】

- 1 本サービスの基本料金及び当社の指定する付加サービス利用料(以下、基本料金等といいます)、工事費は当社が別に定める通りとします。
- 2 本サービスの基本料金等について、日割り料金を適用します。
- 3 本サービスの基本料金等について、工事完了日付を当社が知り得たのが21日以降月末までであった場合、当該月の利用料金は、翌月利用分と合算して請求します。
- 4 本サービスの工事費について、利用した月の翌月に請求します。
- 5 本サービスの料金のお支払い方法として NTT 回収代行(ぷらら光)を指定した場合において、NTT 東日本およびNTT 西日本のサービスご利用料金が生じないときは、当社は請求書等紙媒体発行に係る個別の費用を本サービス契約者に請求するものとし、その金額は別に定める通りとします。
- 6 本サービスの料金の契約事務手続きにかかる料金については、本サービス契約者に請求するものとし、その金額は別に定める通りとします。

第30条 【支払義務】

- 1 契約締結以降、前条の各種料金および工事費について、本サービス契約者は支払義務を負います。
- 2 当社は本サービス契約者が従前契約していたNTT東西のIP通信網サービスについて、NTT東西のIP通信網サービス契約約款第 22 条の 2 第 3 項(1)に示す工事に関する費用の分割支払金の残余期間相当額について本サービス契約者に請求し、本サービス契約者は支払義務を負います。
- 3 本サービス契約者は本サービスおよび関連する付加機能の料金について、支払義務を負います。

第31条 【本サービス契約者の維持責任】

本サービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するように維持していただきます。

第32条 【修理又は復旧の順位】

修理又は復旧の順位はNTTの東西IP通信網サービス契約約款 第50条の定めによります。

第33条 【責任の制限】

- 1 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、本条第2項に示す算定方法により、会員に対し損害を賠償します。
- 2 本条第1項に示す場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後の、その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額基本料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

附則

本規約は平成27年2月23日より適用します。

本規約は平成27年5月1日より適用します。

本規約は平成27年8月1日より適用します。

本規約は平成27年9月2日より適用します。

本規約は平成30年8月2日より適用します。

本規約は令和元年7月1日より適用します。

【料金表】

1. 基本料金、手続きに関する料金、工事費、請求に関する料金について

ぶらら光 料金表(NTT 東日本の営業区域に該当する地域)

* 税込の金額について、複数の項目を合計した場合、記載の金額の合計と異なる場合があります。

■基本料金

サービスの種類	設置場所の区分	料金の種類	金額(税抜)	金額(税込)*	単位
ぶらら光ホームタイプ ※2	戸建て向け (NTT 東がサービス卸する光回線のうち、戸建て向けとして区分されるもの)	月額利用料金	4,800 円	5,184 円	1 契約回線あたり
ぶらら光ホームタイプ ※1 (無線 LAN 機器あり)	戸建て向け (NTT 東がサービス卸する光回線のうち、戸建て向けとして区分されるものに、無線 LAN 機器が付加されているもの)	月額利用料金	5,100 円	5,508 円	1 契約回線あたり
ぶらら光マンションタイプ ※2	集合住宅向け (NTT 東がサービス卸する光回線のうち、集合住宅向けとして区分されるもの)	月額利用料金	3,600 円	3,888 円	1 契約回線あたり
ぶらら光マンションタイプ ※1 (無線 LAN 機器あり)	集合住宅向け (NTT 東がサービス卸する光回線のうち、集合住宅向けとして区分されるものに、無線 LAN 機器が付加されているもの)	月額利用料金	3,900 円	4,212 円	1 契約回線あたり

※1 サービスの種類が無線 LAN 機器ありの場合、LAN カードを 1 枚追加につき税抜 100 円(税込 108 円)追加となります。

※2 ホームゲートウェイ(ひかり電話機能なし)をぶらら光へ転用した後も引き続きレンタルする場合、ホームゲートウェイ 1 台につき税抜 300 円(税込 324 円)追加となります。また、LAN カード 1 枚追加につき税抜 100 円(税込 108 円)追加となります。

■手続きに関する料金

料金の種類	適用	金額(税抜)	金額(税込)*	単位
契約手数料 ※	新規に本サービスを申し込みの場合	0 円	0 円	1 契約あたり
転用手続き費 ※	NTT 東が指定する回線を本サービスに移行する場合	0 円	0 円	1 契約あたり
事業者変更手続き費 ※	事業者変更(入)により本サービスに移行する場合	0 円	0 円	1 契約あたり
事業者変更承諾番号発行手数料	事業者変更(出)により本サービスを解約した場合	3,000 円	3,240 円	1 契約あたり

※ 1 契約につき、1 申込のみの適用となり、2 回目以降の申込についてはそれぞれ税抜 3,000 円(税込 3,240 円)がかかります。

■工事費

※代表的な工事費です。工事内容によっては、別途、追加で工事費用が発生する場合があります。

(1)新規開通工事費

一括払いの場合

工事先への工事担当者のお伺い有無	屋内配線設置有無	サービスの種類	金額(税抜)	金額(税込)*	単位
あり	あり	ぶらら光ホームタイプ	18,000 円	19,440 円	1 の工事ごと
		ぶらら光マンションタイプ	15,000 円	16,200 円	1 の工事ごと
あり	なし	ぶらら光ホームタイプ	7,600 円	8,208 円	1 の工事ごと
		ぶらら光マンションタイプ	7,600 円	8,208 円	1 の工事ごと
なし	-	ぶらら光ホームタイプ	2,000 円	2,160 円	1 の工事ごと
		ぶらら光マンションタイプ	2,000 円	2,160 円	1 の工事ごと

※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,240 円(税込)が発生いたします。

分割払いの場合

工事先への工事担当者のお伺い有無	屋内配線設置有無	サービスの種類	金額(税込)*	単位
あり	あり	ぶらら光ホームタイプ	648 円/月 × 30 回 = 19,440 円	1 の工事ごと
		ぶらら光マンションタイプ	540 円/月 × 30 回 = 16,200 円	1 の工事ごと
あり	なし	ぶらら光ホームタイプ	273 円/月 × 29 回 + 291 円 × 1 回(最終月) = 8,208 円	1 の工事ごと
		ぶらら光マンションタイプ	273 円/月 × 29 回 + 291 円 × 1 回(最終月) = 8,208 円	1 の工事ごと
なし	-	ぶらら光ホームタイプ	分割払いはご利用できません。	-
		ぶらら光マンションタイプ	分割払いはご利用できません。	-

※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,240 円(税込)が発生いたします。土日祝・時間外の割増料金は分割でのご請求対象となります。なお、その他追加で発生した工事費用に関しましては一括でのご請求となります。また、工事担当者がお伺いしない場合、一括でのご請求となります。
 ※分割払いの期間中に「ぶらら光」以外への通信サービスへ変更または解約される場合、未払いの工事費の残額は分割でお支払いいただけます。また、分割払いの期間中に「ISP ぶらら」を退会される場合、未払いの工事費の残額を一括でお支払いいただけます。
 ※一括払いから分割払い、また分割払いから一括払いへの支払方法の変更はできません。

(2)移転工事費
 一括払いの場合

工事先への工事担当者のお伺い有無	屋内配線設置有無	サービスの種類	金額(税抜)	金額(税込)*	単位
あり	あり	ぶらら光ホームタイプ	9,000 円	9,720 円	1 の工事ごと
		ぶらら光マンションタイプ	7,500 円	8,100 円	1 の工事ごと
あり	なし	ぶらら光ホームタイプ	6,500 円	7,020 円	1 の工事ごと
		ぶらら光マンションタイプ	6,500 円	7,020 円	1 の工事ごと
なし	-	ぶらら光ホームタイプ	2,000 円	2,160 円	1 の工事ごと
		ぶらら光マンションタイプ	2,000 円	2,160 円	1 の工事ごと

※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,240 円(税込)が発生いたします。

分割払いの場合

工事先への工事担当者のお伺い有無	屋内配線設置有無	サービスの種類	金額(税込)*	単位
あり	あり	ぶらら光ホームタイプ	324 円/月×30 回=9,720 円	1 の工事ごと
		ぶらら光マンションタイプ	270 円/月×30 回=8,100 円	1 の工事ごと
あり	なし	ぶらら光ホームタイプ	234 円/月×30 回=7,020 円	1 の工事ごと
		ぶらら光マンションタイプ	234 円/月×30 回=7,020 円	1 の工事ごと
なし	-	ぶらら光ホームタイプ	分割払いをご利用できません。	-
		ぶらら光マンションタイプ	分割払いをご利用できません。	-

※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,240 円(税込)が発生いたします。土日祝・時間外の割増料金は分割でのご請求対象となります。なお、その他追加で発生した工事費用に関しましては一括でのご請求となります。また、工事担当者がお伺いしない場合、一括でのご請求となります。
 ※分割払いの期間中に「ぶらら光」以外への通信サービスへ変更または解約される場合、未払いの工事費の残額は分割でお支払いいただけます。また、分割払いの期間中に「ISP ぶらら」を退会される場合、未払いの工事費の残額を一括でお支払いいただけます。
 ※一括払いから分割払い、また分割払いから一括払いへの支払方法の変更はできません。

(3)品目変更工事費
 一括払いの場合

工事内容	金額(税抜)	金額(税込)*	単位
「集合住宅向け」から「戸建向け」への変更	18,000 円	19,440 円	1 の工事ごと
「戸建向け」から「集合住宅向け」への変更	15,000 円	16,200 円	1 の工事ごと
「光配線方式」と「VDSL方式」間の変更	15,000 円	16,200 円	1 の工事ごと
「フレッツ 光ネクスト ビジネスタイプ」から「光コラボレーションモデルの光回線」への変更 ※	7,600 円	8,208 円	1 の工事ごと
「フレッツ 光ライト」から「光コラボレーションモデルの光回線」への変更 ※	7,600 円	8,208 円	1 の工事ごと
「100M」または「200M」と「1G」との変更(工事担当者がお伺いする場合)	7,600 円	8,208 円	1 の工事ごと
「100M」または「200M」と「1G」との変更(工事担当者がお伺いしない場合)	2,000 円	2,160 円	1 の工事ごと

※転用と同時に品目変更を実施する場合の工事費の代表例です。※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,240 円(税込)が発生いたします。

分割払いの場合

工事内容	金額(税込)*	単位
「集合住宅向け」から「戸建向け」への変更	648 円/月×30 回=19,440 円	1 の工事ごと
「戸建向け」から「集合住宅向け」への変更	540 円/月×30 回=16,200 円	1 の工事ごと
「光配線方式」と「VDSL方式」間の変更	540 円/月×30 回=16,200 円	1 の工事ごと
「フレッツ 光ネクスト ビジネスタイプ」から「光コラボレーションモデルの光回線」への変更 ※	273 円/月×29 回+291 円×1 回(最終月) =8,208 円	1 の工事ごと
「フレッツ 光ライト」から「光コラボレーションモデルの光回線」への変更 ※	273 円/月×29 回+291 円×1 回(最終月) =8,208 円	1 の工事ごと
「100M」または「200M」と「1G」との変更(工事担当者がお伺いする場合)	273 円/月×29 回+291 円×1 回(最終月) =8,208 円	1 の工事ごと
「100M」または「200M」と「1G」との変更(工事担当者がお伺いしない場合)	分割払いをご利用できません。	-

※転用と同時に品目変更を実施する場合の工事費の代表例です。
 ※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,240 円(税込)が発生いたします。土日祝・時間外の割増料金は分割でのご請求対象となります。なお、その他追加で発生した工事費用に関しましては一括でのご請求となります。また、工事担当者がお伺いしない場合、一括でのご請求となります。
 ※分割払いの期間中に「ぶらら光」以外への通信サービスへ変更または解約される場合、未払いの工事費の残額は分割でお支払いいただけます。また、分割払いの期間中に「ISP ぶらら」を退会される場合、未払いの工事費の残額を一括でお支払いいただけます。
 ※一括払いから分割払い、また分割払いから一括払いへの支払方法の変更はできません。

■請求に関する料金

料金の種類	適用	金額(税抜)	金額(税込)*	単位
	適用			

発行手数料	料金請求書による請求	150 円	162 円	1 契約あたり
	口座振替による請求で口座振替のお知らせを発行している場合	150 円	162 円	1 契約あたり

ぶらら光 料金表(NTT 西日本の営業区域に該当する地域)

*税込の金額について、複数の項目を合計した場合、記載の金額の合計と異なる場合があります。

■基本料金

サービスの種類	設置場所の区分	料金の種類	金額(税抜)	金額(税込)*	単位
ぶらら光ホームタイプ ※1	戸建て向け (NTT 西がサービス卸する光回線のうち、 戸建て向けとして区分されるもの)	月額利用料金	4,800 円	5,184 円	1 契約あたり
ぶらら光マンションタイプ ※1	集合住宅向け (NTT 西がサービス卸する光回線のうち、 集合住宅向けとして区分されるもの)	月額利用料金	3,600 円	3,888 円	1 契約あたり

※1 フレッツ・V6 オプション・・・0 円(税込 0 円)、追加ネームは 1 追加ネーム契約毎に税抜 100 円(税込 108 円)が必要です。

■手続きに関する料金

料金の種類	適用	金額(税抜)	金額(税込)*	単位
契約手数料 ※	新規に本サービスを申し込む場合	0 円	0 円	1 契約あたり
転用手続き費 ※	NTT 西が指定する回線を本サービスに移行する場合	0 円	0 円	1 契約あたり
事業者変更手続き費 ※	事業者変更(入)により本サービスに移行する場合	0 円	0 円	1 契約あたり
事業者変更承諾番号発行手数料	事業者変更(出)により本サービスを解約した場合	3,000 円	3,240 円	1 契約あたり

※ 1 契約につき、1 申込のみの適用となり、2 回目以降の申込についてはそれぞれ税抜 3,000 円(税込 3,240 円)がかかります

■工事費

※代表的な工事費です。工事内容によっては、別途、追加で工事費用が発生する場合があります。

(1)新規開通工事費

一括払いの場合

工事先への工事担当者のお伺い有無	対象となるサービスの種類	金額(税抜)	金額(税込)*	単位	
あり	ぶらら光ホームタイプ	下記以外の場合	18,000 円	19,440 円	1 の工事ごと
		光コンセントありの場合	7,600 円	8,208 円	1 の工事ごと
	ぶらら光マンションタイプ	LAN 方式以外の場合	1,500 円	16,200 円	1 の工事ごと
		LAN 方式	7,600 円	8,208 円	1 の工事ごと
なし	ぶらら光ホームタイプ	2,000 円	2,160 円	1 の工事ごと	
	ぶらら光マンションタイプ	2,000 円	2,160 円	1 の工事ごと	

※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,240 円(税込)が発生いたします。

分割払いの場合

工事先への工事担当者のお伺い有無	対象となるサービスの種類	金額(税込)*	単位	
あり	ぶらら光ホームタイプ	下記以外の場合	648 円/月×30 回=19,440 円	1 の工事ごと
		光コンセントありの場合	273 円/月×29 回+291 円×1 回(最終月) =8,208 円	1 の工事ごと
	ぶらら光マンションタイプ	LAN 方式以外の場合	540 円/月×30 回=16,200 円	1 の工事ごと
		LAN 方式	273 円/月×29 回+291 円×1 回(最終月) =8,208 円	1 の工事ごと
なし	ぶらら光ホームタイプ	分割払いご利用できません。	-	
	ぶらら光マンションタイプ	分割払いご利用できません。	-	

※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,240 円(税込)が発生いたします。土日祝・時間外の割増料金は分割でのご請求対象となります。なお、その他追加で発生した工事費用に関しましては一括でのご請求となります。また、工事担当者がお伺いしない場合、一括でのご請求となります。

※分割払いの期間中に「ぶらら光」以外への通信サービスへ変更または解約される場合、未払いの工事費の残額は分割でお支払いいただきます。また、分割払いの期間中に「ISP ぶらら」を退会される場合、未払いの工事費の残額を一括でお支払いいただきます。

※一括払いから分割払い、また分割払いから一括払いへの支払方法の変更はできません。

(2)移転工事費
一括払いの場合

工事先への工事担当者のお伺い有無	対象となるサービスの種類		金額(税抜)	金額(税込)*	単位
あり	ぶらら光ホームタイプ	下記以外の場合	9,000 円	9,720 円	1 の工事ごと
		光コンセントありの場合	6,500 円	7,020 円	1 の工事ごと
	ぶらら光マンションタイプ	LAN 方式以外の場合	7,500 円	8,100 円	1 の工事ごと
		LAN 方式	6,500 円	7,020 円	1 の工事ごと
なし	ぶらら光ホームタイプ		2,000 円	2,160 円	1 の工事ごと
	ぶらら光マンションタイプ		2,000 円	2,160 円	1 の工事ごと

※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,240 円(税込)が発生いたします。

分割払いの場合

工事先への工事担当者のお伺い有無	対象となるサービスの種類		金額(税込)*	単位
あり	ぶらら光ホームタイプ	下記以外の場合	324 円×30 回=9,720 円	1 の工事ごと
		光コンセントありの場合	234 円×30 回=7,020 円	1 の工事ごと
	ぶらら光マンションタイプ	LAN 方式以外の場合	270 円×30 回=8,100 円	1 の工事ごと
		LAN 方式	270 円×30 回=8,100 円	1 の工事ごと
なし	ぶらら光ホームタイプ		分割払いはご利用できません。	-
	ぶらら光マンションタイプ		分割払いはご利用できません。	-

※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,240 円(税込)が発生いたします。土日祝・時間外の割増料金は分割でのご請求対象となります。
 なお、その他追加で発生した工事費用にしましては一括でのご請求となります。また、工事担当者がお伺いしない場合、一括でのご請求となります。
 ※分割払いの期間中に「ぶらら光」以外への通信サービスへ変更または解約される場合、未払いの工事費の残額を分割でお支払いいただけます。また、分割払いの期間中に「SPぶらら」を退会される場合、未払いの工事費の残額を一括でお支払いいただけます。
 ※一括払いから分割払い、また分割払いから一括払いへの支払方法の変更はできません。

(3)品目変更工事費
一括払いの場合

工事内容	金額(税抜)	金額(税込)*	単位
戸建向け・集合住宅向け(ひかり配線方式)における「100M」「200M」「1G」間の変更	2,000 円	2,160 円	1 の工事ごと
「戸建向け」から「集合向け」への変更	LAN 方式以外の場合	15,000 円	16,200 円
	LAN 方式	7,600 円	8,208 円
「集合向け」から「戸建向け」への変更	18,000 円	19,440 円	1 の工事ごと
「集合向け」における「VDSL 方式」と「ひかり配線方式」との変更	15,000 円	16,200 円	1 の工事ごと
「集合向け」における「LAN 方式」への変更	7,600 円	8,208 円	1 の工事ごと

※転用と同時に品目変更を実施する場合の工事費の代表例です。※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,240 円(税込)が発生いたします。

分割払いの場合

工事内容	金額(税込)*	単位
戸建向け・集合住宅向け(ひかり配線方式)における「100M」「200M」「1G」間の変更	分割払いはご利用できません。	-
「戸建向け」から「集合向け」への変更	LAN 方式以外の場合	540 円×30 回=16,200 円
	LAN 方式	273 円×29 回+291 円×1 回(最終月) =8,208 円
「集合向け」から「戸建向け」への変更	648 円×30 回=19,440 円	1 の工事ごと
「集合向け」における「VDSL 方式」と「ひかり配線方式」との変更	540 円×30 回=16,200 円	1 の工事ごと
「集合向け」における「LAN 方式」への変更	73 円×29 回+291 円×1 回(最終月) =8,208 円	1 の工事ごと

※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,240 円(税込)が発生いたします。土日祝・時間外の割増料金は分割でのご請求対象となります。
 なお、その他追加で発生した工事費用に関しましては一括でのご請求となります。また、工事担当者がお伺いしない場合、一括でのご請求となります。
 ※分割払いの期間中に「ぶらら光」以外への通信サービスへ変更または解約される場合、未払いの工事費の残額は分割でお支払いいただけます。また、分割払いの期間中に「ISP ぶらら」を退会される場合、未払いの工事費の残額を一括でお支払いいただけます。
 ※一括払いから分割払い、また分割払いから一括払いへの支払方法の変更はできません。

■請求に関する料金

料金の種類	適用	金額(税抜)	金額(税込)*	単位
発 hands 手数料	料金請求書による請求	150 円	162 円	1 契約あたり
	口座振替による請求で口座振替のお知らせを発行している場合	100 円	108 円	1 契約あたり

【別記 1】第 29 条第 4 項に関する請求金額の目安

(NTT 東日本の場合)

■端末未回収時に請求する端末費用

対象端末	金額	単位
単体型 ONU	5,000 円程度	1 台あたり
ONU 一体型ひかり電話ルーター	10,000 円程度	1 台あたり
ONU 一体型ひかり電話ルーター(映像回線終端装置一体型)	15,000 円程度	1 台あたり
VDSL 宅内装置	2,000 円程度	1 台あたり
VDSL 宅内装置一体型ひかり電話ルーター	5,000 円程度	1 台あたり
無線 LAN カード	1,500 円程度	1 台あたり

※お客さまの端末利用期間等により金額は変動いたします。

(NTT 西日本の場合)

■端末未回収時に請求する端末費用

対象端末	金額	単位
単体型 ONU	3,000 円程度	1 台あたり
ONU 一体型ひかり電話ルーター	4,000 円程度	1 台あたり
ONU 一体型ひかり電話ルーター(映像回線終端装置一体型)	6,000 円程度	1 台あたり
VDSL 宅内装置	1,000 円程度	1 台あたり
VDSL 宅内装置一体型ひかり電話ルーター	4,000 円程度	1 台あたり
無線 LAN カード	1,000 円程度	1 台あたり

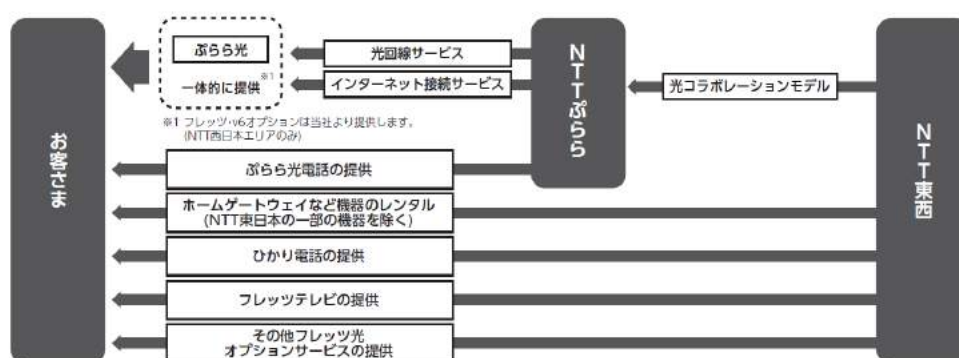
※お客さまの端末利用期間等により金額は変動いたします。

【別記2】「ぷらら光」サービス提供イメージ

「ぷらら光」のサービス提供イメージは以下の通りです。

本サービスに必要なホームゲートウェイ等の機器（NTT 東日本の一部の機器は除きます）や、ひかり電話、フレッツテレビ、リモートサポートなどのフレッツ光のオプションサービスは、NTT 東西とお客さまの直接契約になります（現在、ご契約中の場合は、ぷらら光に変更した場合でも、そのままご利用いただけます）。なお、「ぷらら光電話」は NTT 東西が提供するひかり電話の卸提供を受けて、当社がお客さまに提供する IP 電話サービスです。

NTT 東西とお客さまが直接契約するひかり電話の故障やフレッツオプションサービスの利用に関するお問い合わせは、NTT 東西にご連絡いただく必要があります。



【参考】本規約で参照するNTT東西のIP通信網サービス契約約款について

ぶらら光 利用規約	NTT東西のIP通信網サービス契約約款 (2015年2月23日時点で公開されているもの)		
	NTT東西 の別	参照する 箇所	参照する条文
第4条の1	NTT東西	第6条	当社のIP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。
第7条	NTT東	第9条	<p>当社は、IP通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線(第3条(用語の定義)の表の18欄の(2)に規定するものを除きます。)の終端とします。</p> <p>2 当社は、前項の地点(その地点が当社のIP通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。)を定めるときは、IP通信網契約者と協議します。</p>
	NTT西	第9条	<p>当社は、IP通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線(第3条(用語の定義)の表の16欄の(2)に規定するものを除きます。)の終端とします。</p> <p>2 当社は、前項の地点(その地点が当社のIP通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。)を定めるときは、IP通信網契約者と協議します。</p>
第13条の1	NTT東西	第15条の1、2	<p>契約者回線等番号は、当社が別に定めるところにより1の契約者回線等ごとに当社が定めます。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線等番号を変更することがあります。</p>

第28条の1	NTT東	第36条の1 ～3	<p>当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。</p> <table border="1" data-bbox="826 701 1362 1563"> <thead> <tr> <th data-bbox="826 701 1362 748">機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="826 748 1362 795">気象機関</td></tr> <tr><td data-bbox="826 795 1362 842">水防機関</td></tr> <tr><td data-bbox="826 842 1362 889">消防機関</td></tr> <tr><td data-bbox="826 889 1362 936">災害救助機関</td></tr> <tr><td data-bbox="826 936 1362 1028">警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)</td></tr> <tr><td data-bbox="826 1028 1362 1075">防衛機関</td></tr> <tr><td data-bbox="826 1075 1362 1122">輸送の確保に直接関係がある機関</td></tr> <tr><td data-bbox="826 1122 1362 1169">通信の確保に直接関係がある機関</td></tr> <tr><td data-bbox="826 1169 1362 1216">電力の供給の確保に直接関係がある機関</td></tr> <tr><td data-bbox="826 1216 1362 1263">ガスの供給の確保に直接関係がある機関</td></tr> <tr><td data-bbox="826 1263 1362 1310">水道の供給の確保に直接関係がある機関</td></tr> <tr><td data-bbox="826 1310 1362 1357">選挙管理機関</td></tr> <tr><td data-bbox="826 1357 1362 1449">別記21の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関</td></tr> <tr><td data-bbox="826 1449 1362 1496">預貯金業務を行う金融機関</td></tr> <tr><td data-bbox="826 1496 1362 1563">国又は地方公共団体の機関</td></tr> </tbody> </table> <p>2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。</p> <p>3 利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線に係る電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又はこの約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのIP通信網サービスを利用することができないことがあります。</p>	機関名	気象機関	水防機関	消防機関	災害救助機関	警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)	防衛機関	輸送の確保に直接関係がある機関	通信の確保に直接関係がある機関	電力の供給の確保に直接関係がある機関	ガスの供給の確保に直接関係がある機関	水道の供給の確保に直接関係がある機関	選挙管理機関	別記21の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関	預貯金業務を行う金融機関	国又は地方公共団体の機関
機関名																			
気象機関																			
水防機関																			
消防機関																			
災害救助機関																			
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)																			
防衛機関																			
輸送の確保に直接関係がある機関																			
通信の確保に直接関係がある機関																			
電力の供給の確保に直接関係がある機関																			
ガスの供給の確保に直接関係がある機関																			
水道の供給の確保に直接関係がある機関																			
選挙管理機関																			
別記21の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関																			
預貯金業務を行う金融機関																			
国又は地方公共団体の機関																			

	NTT西	第36条の1 ~3	<p>当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。</p> <table border="1" data-bbox="831 748 1362 1610"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 748 1362 797">機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="831 797 1362 846">気象機関</td></tr> <tr><td data-bbox="831 846 1362 896">水防機関</td></tr> <tr><td data-bbox="831 896 1362 945">消防機関</td></tr> <tr><td data-bbox="831 945 1362 994">災害救助機関</td></tr> <tr><td data-bbox="831 994 1362 1093">警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)</td></tr> <tr><td data-bbox="831 1093 1362 1142">防衛機関</td></tr> <tr><td data-bbox="831 1142 1362 1191">輸送の確保に直接関係がある機関</td></tr> <tr><td data-bbox="831 1191 1362 1240">通信の確保に直接関係がある機関</td></tr> <tr><td data-bbox="831 1240 1362 1290">電力の供給の確保に直接関係がある機関</td></tr> <tr><td data-bbox="831 1290 1362 1339">ガスの供給の確保に直接関係がある機関</td></tr> <tr><td data-bbox="831 1339 1362 1388">水道の供給の確保に直接関係がある機関</td></tr> <tr><td data-bbox="831 1388 1362 1438">選挙管理機関</td></tr> <tr><td data-bbox="831 1438 1362 1536">別記17の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関</td></tr> <tr><td data-bbox="831 1536 1362 1585">預貯金業務を行う金融機関</td></tr> <tr><td data-bbox="831 1585 1362 1610">国又は地方公共団体の機関</td></tr> </tbody> </table>	機関名	気象機関	水防機関	消防機関	災害救助機関	警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)	防衛機関	輸送の確保に直接関係がある機関	通信の確保に直接関係がある機関	電力の供給の確保に直接関係がある機関	ガスの供給の確保に直接関係がある機関	水道の供給の確保に直接関係がある機関	選挙管理機関	別記17の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関	預貯金業務を行う金融機関	国又は地方公共団体の機関
機関名																			
気象機関																			
水防機関																			
消防機関																			
災害救助機関																			
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)																			
防衛機関																			
輸送の確保に直接関係がある機関																			
通信の確保に直接関係がある機関																			
電力の供給の確保に直接関係がある機関																			
ガスの供給の確保に直接関係がある機関																			
水道の供給の確保に直接関係がある機関																			
選挙管理機関																			
別記17の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関																			
預貯金業務を行う金融機関																			
国又は地方公共団体の機関																			
第30条の2	NTT東	第22条の2の3	<p>転用前の契約者回線の設置又は移転に係る工事に関する費用について、料金表第2表に規定する分割支払いが完了していない場合は、その分割支払金の残余の期間の債務を転用先の電気通信事業者を引き継ぐものとし、転用後の取</p>																

			扱いについては、当該電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約約款等の定めるところによるものとします。								
第32条	NTT東	第50条	<p>当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第36条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>修理又は復旧する電気通信設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td> 気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td> ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記21に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。) </td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第1順位及び第2順位に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table>	順位	修理又は復旧する電気通信設備	1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの	2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記21に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)	3	第1順位及び第2順位に該当しないもの
			順位	修理又は復旧する電気通信設備							
			1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの							
			2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記21に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)							
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの										

	NTT西	第50条	<p>当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第36条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="823 651 922 701">順位</th> <th data-bbox="922 651 1362 701">修理又は復旧する電気通信設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="823 701 922 1279">1</td> <td data-bbox="922 701 1362 1279"> 気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1279 922 1856">2</td> <td data-bbox="922 1279 1362 1856"> ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記17に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1856 922 1901">3</td> <td data-bbox="922 1856 1362 1901">第1順位及び第2順位に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table>	順位	修理又は復旧する電気通信設備	1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの	2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記17に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)	3	第1順位及び第2順位に該当しないもの
順位	修理又は復旧する電気通信設備										
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの										
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記17に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)										
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの										